



南相馬市告示第176号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成29年12月21日

南相馬市長 桜井 勝延



変 更 調 書

編入する字名	同 左 に 編 入 さ れ る 区 域	
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字戸島土	30の3、38の11、40、43の1、43の3、44の1、44の4、45、48、61、197の6、197の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに30の1、38の2、38の3、38の10に隣接する水路である公有地の全部
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字岡谷地	17、53の1、53の2、54、57の1に隣接する水路である公有地の全部
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字金田	33の1から33の3まで、34から36まで、37の1、37の2、38、43、61から64まで
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字前田	68の2、90、91、95の2、128、129、130の2、131、132の4、132の5、133の2、243、245から247まで、335から337まで、341及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに228の4に隣接する水路である公有地の全部、228の1、228の7、228の8の地先の水路である公有地の全部
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字押釜	16の2、18、20の3、21、50の3及び7に隣接する道路である公有地の全部
原町区押釜 字神田	原町区押釜 字杉前	101の1、101の3、102の1、167の1、167の3、168の1、169の1、170、171の1、171の2、172から174まで、175の1、176の1、224の1、225の1、226から230まで、232の2、233の8及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

編入する字名	同左に編入される区域	
原町区押釜 字本内	原町区押釜 字神田	56から61までの一部、62の1の一部、62の4、63の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
原町区押釜 字道久	原町区押釜 字杉前	9から12までの一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに原町区押釜字道久127の3、136の1、177の5に隣接する原町区杉前の道路である公有地の一部